

## 船舶事故調査報告書

平成26年10月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年1月6日 08時30分ごろ
発生場所	千葉県鴨川市弁天島南方沖 鴨川市所在の鴨川灯台から真方位193°420m付近 （概位 北緯35°05.3′ 東経140°06.5′）
事故調査の経過	平成25年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二 <sup>みつびしごうどう</sup> 三菱合同丸、14トン CB2-80136（漁船登録番号）、有限会社三菱合同丸漁業 19.85m×4.67m×1.22m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和59年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 20歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年3月26日 免許証交付日 平成22年3月26日 （平成27年3月25日まで有効） 甲板員A 男性 41歳
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか6人が乗り組み、船首約0.75m、船尾約2.25mの喫水により、新年の神事を行うため、平成25年1月6日08時20分ごろ鴨川市鴨川漁港を発し、本船所属の船団の4隻及び同じ漁業協同組合に所属する3船団15隻と共に弁天島南方沖に向かった。 船長は、先頭から11番目の第一 <sup>みつびしごうどう</sup> 三菱合同丸（以下「1号」という。）の航跡を追尾して航行した後、弁天島南方沖110m付近で一時的に停船して操舵を甲板員Aと交替し、船首に移動してお神酒を海に注ぎ、航海の安全などを祈願する神事を行い、操舵室に戻り、本船は、船長が操船を指揮し、甲板員Aの操舵で微速力前進にかけて航行を再開した。 甲板員Aは、1号の航跡が見えなかったものの、1号の航跡を追尾

	<p>するつもりで左舵を取ったところ、本船は、08時30分ごろ水面下の干出岩（以下「本件干出岩」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、僚船に引き下ろされた直後、船底外板に生じた破口から浸水して沈没し、乗組員全員が僚船に救助され、後日、引き揚げられたが、解体処分された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>本事故発生海域は、縮尺3千分の1の海図W1278（和田漁港、鴨川漁港）の範囲外であったが、本船の操舵室前面に設置されたGPSプロッターには、縮尺5千分の1の画面で本件干出岩が表示されていた。</p> <p>船長は、平成22年4月に甲板員として本船が属するまき網船団に雇入れされ、平成23年11月から本船の船長となり、弁天島南方沖を航行するのは2度目であった。</p> <p>船長及び甲板員Aは、本事故発生場所付近の航行は年1度の神事の際だけであり、本件干出岩を知らなかった。</p> <p>1号の船長兼漁労長は、08時00分ごろ、係留場所である防波堤兼物揚場に船団の乗組員全員が集合したとき、1号又は先航する僚船の航跡を追尾するように指示し、航跡の陸側を航行しないように注意していた。</p> <p>本船は、GPSプロッターを作動させていたが、船長及び甲板員Aは、目視で1号を追尾していた。</p> <p>船長は、甲板員Aが1号の船長兼漁労長の指示どおりに操舵するものと思っていた。</p> <p>1号は、本船が左転する頃、本船の左舷側を東進しており、本船から1号の航跡が見えなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、弁天島南方沖を1号の航跡を追尾して航行する際、船長が操船を指揮し、甲板員Aが、操舵中、1号の航跡が見えなかったものの、左転することになっていたため、左舵を取ったことから、本件干出岩に接近して乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、弁天島南方沖を1号の航跡を追尾して航行する際、船長が操船を指揮し、甲板員Aが、操舵中、1号の航跡が見えなかったものの、左転することになっていたため、左舵を取ったため、本件干出岩に接近して乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前に船位の確認方法を決めておくこと。</li><li>・ 港内では、船長が自ら操船、操舵に当たること。</li></ul>
--	--